

令和3年1月6日

飲食店の皆様へ

伊奈町商工会

事前発行等のお願い(重要)

埼玉県では1月4日付で埼玉県知事より県内企業に対し営業時間短縮等の協力要請があり、要請に全面的にご協力いただいた事業者に対して協力金を支払うことを検討されているところであります。しかしながら、現在申請を受け付けているさいたま市大宮区、川口市及び越谷市内の飲食店を対象とした埼玉県感染防止協力金については、営業時間短縮要請期間全ての期間に協力することの要件以外に

- ① [『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』](#)を遵守し、店頭に掲示していること。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi\\_seikatsuyoshiki.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html)

(↑安心宣言のダウンロードはこちらから)

- ② [「埼玉県LINE コロナお知らせシステム」](#)のQRコードを店頭に掲示していること

<https://saitama.qr.liny.jp/entry> (←QRコードの発行はこちらから)

等の要件があります。

※他にも支給要件がございますので、詳しくは下記の埼玉県のホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

つきましては、今後埼玉県より営業時間短縮要請に伴う協力金について発表された場合に支給要件が上記と類似する可能性がありますので、1月11日(月)※までに『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』のダウンロードと「埼玉県LINE コロナお知らせシステム」のQRコードの取得をしていただきますようお願い申し上げます。

※営業時間短縮要請期間が1月12日(火)からとなる予定です。